

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等の見直しの方向性（案）

（建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会中間とりまとめ）

1 方向性について合意が得られた論点

検討会において平成 30 年 7 月から議論を行い、方向性について合意が得られた主な論点について、以下のとおりとりまとめます。

（1）解体・改修工事開始前の調査

- 建築物の解体又は改修を行う場合には、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第 3 条において、
 - ・石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査すること
 - ・調査で石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析により調査すること
- が義務づけられているが、これらの調査を行う者の要件は明確に規定されておらず、調査方法・範囲も法令上明確になっていない。
- こうした中で、「アスベスト対策に関する行政評価・監視」（平成 28 年 5 月総務省。以下「総務省勧告」という。）においては、建築物や石綿含有建材に関する十分な知識のない者が調査を行っていること、調査方法に関する認識が不足していること等を要因として、調査が不十分なまま解体等工事が行われている事案が指摘されたところである。
- 建築物の解体・改修前の石綿等の使用の有無を調査する者については、平成 30 年 10 月に厚生労働大臣・国土交通大臣・環境大臣の共管による告示「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」が定められ、本講習を修了した者は平成 31 年 3 月末現在で 1,275 名にとどまるなどの状況にある。今後、石綿等を使用した建築物等の解体・改修工事がさらに増加することが見込まれる中、調査を実施する能力を有する者の早急な育成・確保が必要な状況にある。
- また、事前調査で石綿等の有無が不明であった場合に、含有とみなして必要な措置を講じれば、石綿の使用の有無に係る分析は不要とする石綿則第 3 条第 2 項ただし書きの規定について、吹付石綿については適用除外されているが、吹付材の石綿含有が推定できる場合や、工期の関係から分析を行わず隔離等の対策を行うことが求められる場合がある。
- さらに、石綿則第 3 条においては、調査結果の記録の作成も義務づけられているが、保存期限が規定されていない。一方総務省勧告においては、調査結果が適切に解体・改修工事を行う作業者に共有されないまま、適切な石綿飛散・ばく露防止措置が講じられずに解体等工事が行われた事案も指摘されたところである。
- 上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 事前調査の方法の具体化

- ① 石綿則において、事前調査については、必ず現地調査を行わなければならないこととすること（石綿等の製造、使用等が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物については、その事実を設計図書等で確認することで足りること）。

- ② 石綿則において、上記①の事前調査については、外観からでは目視で直接確認できない部分を含め、解体・改修工事に関わるすべての部位を調査しなければならないこととすること。
- ③ 上記①及び②の石綿則の見直しに併せて、以下 a～d のとおり運用上の考え方を示すとともに、以下 e の対応を行うこと。
- a ねじを外す等建材を全く損傷させることのない方法で解体等を行う場合は、事前調査を行う必要はないこと。
 - b 工事着工後に調査が必要な建材が見つかった場合は、再度調査を行う必要があること。
 - c 調査において、同一と考えられる材料の範囲について、同一ロットのものなどを例示するとともに、例えば、表面仕上げが同一色であることを以て同一と考えられる材料の範囲であると判断せず、天井板であれば点検口から裏面を確認するなどの客観的かつ合理的な判断方法を示すこと。
 - d 石綿を含有する可能性のある建材について石綿含有なしと判断する方法としては、分析による方法のほか、①当該建材について商品を特定し、かつ、②当該商品についてメーカー証明・情報と照合する方法によること。
 - e 分析のための試料採取に当たっては、建材にムラがあることを考慮して、同一と考えられる建材の範囲を特定することとするが、当該建材の具体的な試料採取箇所数については、別途専門家による検討を行うこと。

イ 吹き付け材に対するみなし規定の適用

- ① 石綿則第3条ただし書きにおいて、石綿等含有とみなせば分析を不要とする取り扱いの適用を除外している吹付石綿等について、石綿則第6条に定める措置等、吹付石綿等を除去する場合に求められる措置（外見から判断して必要と思われる最も厳しい措置）を講じることを前提に、適用除外とはしないこととすること。

ウ 事前調査を行う者の要件の新設

- ① 適切な能力を有する事前調査者が着実に育成・確保されるよう、石綿則等において、事前調査を行う者については、一定の講習（現行の建築物石綿含有建材調査者講習を想定）を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者（制度改正前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者を想定）でなければならぬこととすること。

なお、「一戸建ての住宅」に係る事前調査については、建材・規模・用途から調査対象となる建材の種類等が限定されること、一戸建て住宅のみ取り扱う事業者が一定程度存在することから、講習において付与する知識・技能水準は建築物石綿含有建材調査者講習と同等のものとなるよう留意しつつ、一戸建ての住宅に関する留意事項、事例等に特化した講習を修了した者による調査を可能とすること。

- ② 上記①の石綿則の見直しに併せて、運用上の対応として、以下 a～c の対応を行うこと。
- a 一戸建ての住宅に限定した講習について、具体的な講習時間、講習カリキュラムについては、今後国において、専門家等の意見も踏まえながら検討すること。その際、修了考査は建築物石綿含有建材調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとし、修了考査の時間は、現行の建築物石綿含有建材調査者と同程度（1時間程度）を必須とともに、受講資格は、建築物石綿含有建材調査者と同じとすること。

- b 構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者（建築物石綿含有建材調査者のうち、講義に加えて実地研修を受講し、筆記試験及び口述試験による修了考査に合格した者）又は一定の実地経験を積んだ一般調査者（特定調査者以外の建築物石綿含有建材調査者）によることを推奨すること。
- c 解体工事等を行う事業者は、多数に上ることから、できるだけ多くの者が事前調査を行うための知識・能力を習得できるよう、講習実施体制及び習得のための期間を確保すること。また、解体工事等を行う事業者には、小規模事業者が多いこと等から、講習受講について必要に応じて支援を行うこと。

エ 分析を行う者の要件の新設

- ① 事前調査における石綿の分析について、適切な能力を有する分析者が着実に育成・確保されるよう、石綿則において、分析者は一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととすること。
- ② 上記①の石綿則の見直しに併せて、分析を行う者の要件とする講習の運用上の考え方及び今後の対応方針を以下のとおりとすること。
 - ・ 講習の内容は下表のとおりとすること。なお、分析方法によって用いる分析機器が異なることから、少なくともどちらか一方の分析方法に係る講習を受講すること。

<分析を行う者の要件とする講習の内容>

項目		
鉱物・建材等に関する基礎的な知識	・石綿等に関する基礎知識 ・建材に含まれる材料の性質 ・建材の組成 等	
分析方法の原理と分析機器の取り扱い方法(座学)	・偏光顕微鏡を用いる分析方法の原理 ・偏光顕微鏡の操作	・位相差顕微鏡・X線回折装置を用いる分析方法の原理 ・位相差顕微鏡の操作及びX線回折装置の操作
分析機器ごとの具体的な分析方法(実習)	上記機器による定性分析方法 上記機器による定量分析方法	上記機器による定性分析方法 上記機器による定量分析方法

- ・ 具体的な講習時間、講習カリキュラムについては、今後国において、専門家の意見も踏まえながら検討すること。

オ 事前調査結果の記録等

- ① 解体等の作業を行う労働者が石綿含有建材の場所等の詳細情報を共有し具体的に確認できるよう、石綿則において、事前調査結果を現場に備え付けなければならないこととすること。
- ② 事前調査結果については、行政による店社に対する指導において関係書類として活用すること、解体業者等が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けること及び労働者の健康管理のための作業内容・期間等の記録作成に活用することを目的とし、自主点検の記録の保存期間（3年）などを踏まえ、石綿則において、以下のa～iの事項（f～iは分析を行った場合に限る。）を一定の期間保存しなければならないこととすること。その際、併せて、運用上の考え方として、各項目の（ ）内及び※のとおり示すこと。
 - a 現地調査等の結果（石綿含有建材の使用箇所を特定できる情報（写真等））
 ※ 分析結果（石綿含有の有無）や有りとみなしたことを含む。

- ※ 必要に応じて図面によるものとする。
 - b 調査方法および調査箇所
 - ※ 石綿を含有する可能性のある建材について、石綿含有なしと判断した場合は、その判断根拠とそれに対応する同一建材範囲。具体的には、分析によらない場合は、①特定した商品名等（記載または表示の写真など）、および②当該商品等についてメーカーが非含有を証明した書面。
 - ※ 分析を行った場合は、試料採取箇所の特定できる情報（写真・図面に記載等）を含む。
 - c 調査を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類
 - d 調査の範囲（改修等の場合に調査範囲と作業範囲との一致状況を特定できる情報など）
 - e その他必要な情報（調査年月日、事業場（対象物件）の名称、建築物の種別等）
 - f 分析結果（石綿無しの場合の判定基準とした含有率（0.1%以下であること）、対象の石綿の種類（6種類であること）を含む）
 - g 分析方法
 - h 分析を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類
 - i その他必要な情報（分析年月日、分析結果と試料採取箇所の対応状況の分かること等）
- ③ 労働者の健康管理の観点から、石綿則第35条の規定に基づいて40年間の保存が義務づけられている労働者の作業の概要・期間等の作業の記録について、「調査結果」からまとめた「調査結果の概要」も保存を義務づける事項として追加すること。

（2）解体・改修工事開始前の届出

- 建築物の解体又は改修を行う場合であって、石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物において当該石綿等の除去を行う場合は、労働安全衛生法第88条第3項及び労働安全衛生規則第90条第1項第5号の2に基づき、作業開始の14日前までに労働基準監督署に届出を行うことが義務づけられている。
また、石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材等を除去する場合は、石綿則第5条の規定に基づき、作業開始前までに労働基準監督署に届出を行うことが義務づけられている。
- しかしながら、総務省勧告においては、（1）の事前の調査を適切に行わずに解体等工事を行う事案に加えて、必要な届出を行わないまま解体等工事が行われた事案が多数確認されたとの指摘が行われている。
- 解体・改修工事は、製品が生産される工場等での対策と異なり、工事が終了してしまうと、建築物等がなくなってしまったり、改修前の建材がなくなってしまうため、届出が必要な工事であったのか、石綿ばく露防止措置が適切に行われたのかどうかを事後に確認することは困難である。その結果、事業者にとって届出や措置を実施する動機付けが働きにくい状況にある。
- 上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 解体・改修工事に係る届出制度の新設

- ① 事前調査及び措置の適切な実施を促すとともに、行政が解体・改修工事を把握

し、必要な指導等が行えるよう、一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象としつつ、同規模の改修工事も対象とする基準として、石綿則において、既存の労働安全衛生法第88条及び石綿則第5条に基づく届出に加えて、以下の基準に該当する工事は、石綿含有の有無に関わりなく、以下の事項について、原則として電子届により、あらかじめ労働基準監督署に届け出なければならないこととする。

<届出が必要な工事の基準>

- a 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- b 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事

<届出事項>

- a 工事に関する基本情報
 - ・ 解体又は改修工事を実施する事業者の名称、住所、電話番号
 - ※ 同一工事の仕事を複数の請負事業者に行わせている場合は、元請事業者の名称を記載するとともに、当該工事に関わる全ての関係請負事業者の名称を添付すること
 - ・ 解体又は改修工事の作業場所の住所
 - ・ 解体又は改修を行う建築物の構造の概要（耐火建築物、準耐火建築物の該当の有無を含む）
 - ・ 解体又は改修を行う建築物の新築工事の着工年月日
 - ・ 解体又は改修を行う建築物の過去の改修工事の有無及び当該改修工事の着工年月日
 - ・ 解体又は改修工事の名称及び内容
 - ・ 解体工事の床面積又は改修工事の請負金額
 - ・ 解体又は改修工事における石綿の除去等に係る作業の期間
 - ・ 石綿の除去等に係る作業の石綿作業主任者の氏名
 - b 事前調査に関する情報
 - ・ 事前調査の実施年月日
 - ・ 事前調査を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類
 - ・ 分析を行った者の氏名及び要件を満たすことを証明する書類（分析を行った場合に限る）
 - c 事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容
 - ・ 建材ごとの石綿含有の有無、判断根拠、作業の種類（レベル1及び2の建材で石綿を含有する場合に限る）、破碎・切断等の有無、措置の内容
- ② 上記①の工事の基準のうち、bの請負金額については、石綿則において、以下の取扱いとすることを示すこと。
- ・ 解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用すること。
- ③ 上記①及び②の石綿則の見直しに併せて、以下a～cの運用上の考え方を示すこと
- a 同一工事の仕事を複数の事業者が請け負っている場合は、元請事業者に提出させること。
 - b 工事着工後に新たに調査が必要な建材が見つかった場合は、当該建材について再度調査を行った上で、追加で再度調査を行った建材についての届出を提出させること。

c 上記①の工事の基準のうち、b の請負金額については、材料費も含めた工事全体の請負金額とすること。

(3) 隔離作業に係る措置

- 建築物等に吹き付けられている石綿等の除去を行う場合及び石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材等を除去する場合は、石綿則第6条に基づき、作業場所の隔離、負圧の維持・点検、石綿等の漏えいの点検、隔離解除前の除去した石綿等の粉じんの処理及び除去箇所の湿潤化等が義務づけられている。
- しかしながら、石綿除去作業において、石綿を取り残したまま隔離を解く事案も散見されている。
- また、厚生労働省及び環境省が実施した隔離を伴う石綿除去作業の調査において、集じん・排気装置の不備、集じん機とダクトとの接合部に足場が当たったことによる一時的外れ、作業員の出入りの管理や前室における洗身の不備、隔離の不備、機材等に石綿等が付着した状態での持ち出し、吹付材や断熱材等の脱落・崩落等による飛散・突発的な空気の逆流等によって、石綿等が隔離の外に漏えいした事案が確認されている。
- さらに、石綿則第6条においては、隔離等と同等以上の効果を有する措置を講じた時は、隔離等の措置は不要とされており、グローブバック工法が同等以上の効果を有する措置に当たることを通知で示しているが、グローブバック工法について法令上求められる具体的なばく露防止措置が明確になっておらず、独自にグローブバックを作成して作業を行うような事例もある。
- 上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 隔離・漏洩防止措置

- ① 石綿則において、石綿則第6条第1項第1号及び第2号に掲げる作業を行った場合に、隔離を解く際には、当該作業で除去を行った吹付石綿等について、石綿等の除去が完了したことを確認しなければ、隔離を解いてはならないこととする。
- ② 上記①の石綿則の見直しに加えて、以下のaの対応を行うとともに、以下bの運用上の考え方を示すこと。
 - a 引き続き法令に基づく隔離等の措置の徹底を図るとともに、以下の措置を講じること。
 - (a) 石綿作業主任者への能力向上のための研修等により、集じん機・排気装置の点検等の徹底を図ること。
 - (b) 作業中にダクト等に衝突しないよう、また、衝突した場合は応急措置を行うよう、注意事項等を示すこと。
 - (c) 労働者への特別教育において、洗身室の使用方法についても十分教育するよう教材等の充実を図ること。
 - (d) 負圧隔離の漏れの有無の確認方法として、目視やスマートテスターを使用する方法のほか、負圧隔離に煙を充満させ漏れた煙を見る方法や、触診などの方法も例示に加えること。
 - (e) 吹付材劣化による脱落などにより、既に機材等に落下・付着している石綿について、除去等の作業開始前に清掃作業や機材の搬出等を行うにあたって石綿の飛散持ち出し等の防止することについて、注意事項等を示すこと。

- (f) 除去建材崩落等の際の作業方法について留意事項等を示すこと。
- b グローブバッグ工法について、以下のような具体的な措置内容を示すこと。
- (a) グローブバッグにより作業を行おうとする箇所を覆い、密閉すること
 - (b) 作業開始前にスモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の適否を点検し、漏れがあった場合はふさぐこと
 - (c) 除去前に石綿含有保温材等を湿潤化すること
 - (d) グローブバッグの脱落等が生じた場合は、素早く湿潤するとともに、真空掃除機で清掃すること
 - (e) 除去作業後、グローブバッグを開放する前に、石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化すること（粉じん飛散防止処理剤の噴霧等）
 - (f) グローブバッグから工具等を持ち出す際には、あらかじめ付着物を除去し、又は梱包して廃棄すること
 - (g) 除去作業後、グローブバッグを取り外す前に内部の空気を、HEPA フィルタを通して抜くこと 等

(4) 隔離を必要としない作業に係る措置

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の隔離等の措置が必要となる建材以外の成形板等の石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）については、石綿の飛散の程度が比較的低いことから、石綿則において、切断等を行う場合にも隔離等の措置は求めておらず、湿潤な状態のものとすること（第13条）、作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させること（第14条）等が義務づけられている。
- これらの建材のうち、ケイ酸カルシウム板1種については、破碎した場合、比較的高濃度の石綿の飛散が見られたが、湿潤化に加えて、隔離（負圧までは行っていないもの）を行うことにより、外部への飛散は抑制できるとの測定結果が環境省の調査において得られている。
- また、いわゆるレベル3建材の除去作業現場で、作業終了後に、床等に建材の一部が散乱しているような事例も確認されている。
- 上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア レベル3建材に対する措置

- ① 石綿則において、いわゆるレベル3建材については、破碎を行わずに除去することを原則とともに、石綿等を含有するケイ酸カルシウム板第1種をやむを得ず破碎する場合は、湿潤化に加えて、作業場所の周囲を隔離（負圧までは求めず、養生シート等で囲うような措置を想定）しなければならないこととすること。
- ② 上記①の石綿則の見直しに加えて、以下a及びbの対応を行うこと。
 - a いわゆるレベル3建材の除去作業に伴う堆積粉じんの再飛散を防止するため、HEPA フィルタ付き真空掃除機などによる清掃作業とともに、清掃後の堆積粉じんの除去の確認を指導すること。
 - b いわゆるレベル3建材の除去作業を行う作業場所で、石綿等の除去等以外の作業を行う場合の、呼吸用保護具（取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク）の着用とともに、予防的観点から、その他の解体等の作業場においても、労働者に呼吸用保護具の着用を徹底すること。

(5) 作業の記録

- 石綿等が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合は、石綿則第6条、第13条等の規定により、隔離、湿潤化等の措置を講じることが義務づけられているが、総務省勧告において、石綿含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないまま除去作業が行われた事案が多数確認されたとの指摘が行われている。
- 解体・改修工事は、工場等での対策と異なり、工事が終了してしまうと、建築物等がなくなってしまったり、改修前の建材がなくなってしまうため、石綿ばく露防止措置が適切に行われたのかどうかを事後に確認することは困難である。その結果、事業者にとって届出や措置を実施する動機付けが働きにくい状況にある一方で、建設リサイクル法に基づいて届け出られている床面積80m²以上の建築物の解体工事は年間20万件以上、国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査による建築物の改修工事は年間900万件以上など、行政が網羅的に関連する工事を把握し、工事終了前に指導することは困難な状況にある。
- 上記の課題を踏まえ、以下のとおり石綿則の見直し等を行うことが適当である。

ア 作業計画に基づく作業実施状況等の記録

- ① 石綿則第4条の規定により作成する作業計画に基づく作業の実施状況及び従事労働者に関して、
 - ・石綿則第35条の規定に基づき40年間の保存が義務づけられている作業の記録作成に活用すること
 - ・石綿則第40条の規定に基づき6月以内ごとに行われる石綿健康診断の対象者を特定するために活用すること
 - ・行政による店社への指導時に確認ができるようにすること
 - ・事業者にとって措置を実施する動機付けとすること
 を目的として、自主点検の記録の保存年数が3年であることを踏まえ、石綿則において、以下のa(a)～(e)及びbの事項を一定の期間保存しなければならないこととすること。その際、併せて、運用上の考え方として、各項目の()内及び※のとおり示すこと。
- a 作業の実施状況等の記録
 - ※ 現場ごとに、次の事項について日時・撮影場所・各措置の内容が分かる形で写真等により記録しなければならないこと。なお、作業の記録内容については、現場での過度な負担とならないように留意が必要であること。
 - (a) 事前調査結果の概要に関する掲示、立入禁止措置、喫煙等の禁止、有害性等に関する掲示
 - ※ 掲示・表示の写真など
 - (b) 隔離等の措置
 - ※ セキュリティゾーンや集じん・排気装置の写真、点検状況・結果（計測機器のメーター等）、隔離解除前の石綿等の取り残しの有無が分かる写真・データなど
 - (c) 作業の順序ごとの作業状況（湿潤化、保護具を含む）
 - ※ 作業計画に記載されている作業の順序ごとに、作業の状況、湿潤化の手段（散水か飛散防止剤使用か等）や湿潤化の状況、作業中の保護具等（呼吸用保護具・作業衣・保護衣）の着用状況が分かる写真・データなど
 - ※ 同様な作業を行う場合は、作業する階や部屋が変わることごとに記録
 - (d) 石綿含有建材の運搬・貯蔵時等の確実な包装等

※ 包装（荷姿）の写真など

(e) 作業場外に持ち出す際の器具・保護具等の付着物の除去又は梱包

※ 付着物の除去状況の写真、または梱包した場面の写真など

b 従事労働者の記録

※ 作業計画に記載されている石綿を取り扱う作業の順序ごとに、当該作業に従事した労働者及び周辺労働者の氏名と当該作業日を記録しなければならないこと。

② 労働者の健康管理の観点から、石綿則第35条の規定に基づいて40年間の保存が義務づけられている労働者の作業の概要・期間等の作業の記録について、上記の作業の実施状況等の記録からまとめた湿潤化、保護具の着用等の「ばく露防止対策の概要」も保存を義務づける事項として追加すること。

(6) 作業時の作業環境測定

- 石綿等が使用されている建築物等の解体等工事においては、作業場所や作業内容が隨時変化すること、石綿の濃度を測定するためには一定程度の期間を要することから、作業環境測定は義務づけておらず、石綿則においては、湿潤化による飛散の程度の低減、保護具の着用等を義務づけている。
- しかしながら、労働者が従事する石綿等の除去作業における当該作業環境に対応したより一層適切な呼吸用保護具の選定が必要との指摘がなされている。
- 上記の課題を踏まえ、以下の取組を行うことが適当である。

ア 様々な作業における作業環境中の石綿濃度の測定・公表

- 今後国において、建築建材等の種類、解体作業等の種類ごとに作業環境測定の結果をとりまとめて公表し、これらを参考にして、各作業におけるリスクの把握、必要な呼吸用保護具の選定等を行うことを促進すること。

2 引き続き検討を行う論点

以下の論点については、引き続き検討を行う。

(1) 解体・改修工事開始前の届出

ア 計画届の対象拡大

- いわゆるレベル2の石綿含有保温材等の除去等作業については、石綿則第5条の規定により、作業開始前までの届出が義務となっているが、
 - ・これらの建材についても除去等作業時の措置としては、いわゆるレベル1の石綿含有吹付け材と同様の隔離措置が原則必要となっていること
 - ・隔離からの漏えい事案が確認されていること等から、隔離措置等の徹底を図るため、いわゆるレベル2の除去等作業についても、安衛法第88条に基づく計画届の対象に変更することについて、引き続き検討を行うこと。

(2) 隔離作業に係る措置

ア 仕上塗材に対する措置

- 仕上塗材については、石綿則においては施工方法によって規制内容が異なっており、吹付施工されたものはレベル1建材としての規制、吹付施工以外の方法で

施工されたものはいわゆるレベル3建材としての規制となっている。

- しかしながら、仕上塗材の除去等の作業においては、
 - ・施工方法で石綿等の飛散性が異なるものではないこと
 - ・いずれの施工方法による仕上塗材についても、レベル1建材ほど高濃度の石綿等が飛散しない状況が見られること
- から、来年2月を目途に、国において仕上塗材の除去作業における飛散状況及びこれに対する対策を検証した上で、必要な措置について、引き続き検討を行うこと。

(3) 隔離を必要としない作業に係る措置

ア 湿潤化が困難な場合の措置

- いわゆるレベル3建材の切断等の作業に労働者を従事させる場合であって、建材を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、石綿則第13条の規定により、湿潤化を行わなくてもよいこととされている。しかしながら、技術の進展に伴い、湿潤化と同等の効果が期待できる方法（除じん装置付き電動工具の使用）があることから、来年2月を目途に国において当該方法の効果を検証した上で、湿潤化が著しく困難な場合の代替措置とするべきか、引き続き検討を行うこと。

(4) 解体・改修工事に係る管理体制

ア 現場における安全衛生管理体制

- 石綿則第19条及び第20条の規定に基づく石綿作業主任者の選任や職務の遂行、第40条の規定に基づく健康診断の実施などが十分に実施されていない事例が散見されることから、石綿作業主任者の選任の徹底や能力の確保・向上に向けた取組や、適切な施工を確保するため、必要な能力を有する事前調査者の育成・確保、現場の主任技術者等に対する石綿に関する知識の向上に向けた取組について、引き続き検討を行うこと。

イ 労働者に対する教育の充実

- 作業者が適切に石綿則に基づく措置を着実に実施するよう、教育の充実を図ることについて、引き続き検討を行うこと。

(5) 事業者に対する指導等

ア 関係情報の公開等

- 石綿等の除去作業に関して法令違反を繰り返す事業者の公表などを行こと、また、石綿則に基づく届出の徹底や解体業者のばく露防止対策の徹底を図る観点から、個人情報保護等の観点にも留意しつつ、届出内容等について積極的に公開することについて、引き続き検討を行うこと。

(6) 大気汚染防止法等との連携

環境省の中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿発散防止小委員会においても、今後の石綿飛散防止の在り方について検討が行われており、10月21日に開催された小委員会において、検討のとりまとめとして答申案が示された。この答申案に盛り込まれた以下の論点を含む事項についても、今後検討を行うこと。

ア 隔離空間からの石綿等の漏えいの監視

- 答申案の中で、レベル1・2の石綿含有建材の除去を行う隔離場所からの石綿の漏えい監視を強化するため、「集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすこと」とされた。
- 石綿則第6条の規定では、漏えい監視のため、①隔離場所において始めて作業を行う場合に、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排出口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること、②その日の作業開始前に、負圧に保たれていることを点検すること、とされているが、確認の頻度を増やすとの環境省の方針も踏まえ、漏えい監視の在り方について検討を行うこと。

事前調査結果等の届出（新たな簡易届出）制度の対象について

【前回の検討会で示した案】

<新たな簡易届出の対象とする工事の案>

請負金額が100万円以上である建築物の解体工事及び改修工事

- ※ 改修工事の請負金額について、当該工事の注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を加えた額とする。
- ※ これらの解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用する。

<上記案の考え方>

- 新たな簡易届出については、解体工事の大部分をカバーできる対象とするという基本的な考え方を維持する。
- 解体工事と改修工事の対象について、統一的な考え方、基準に基づいて対象を決めることとする。
- 改修工事については、床面積に換算することが困難なものも想定されることから、請負金額による基準を設定することとする。
- なるべく基準は簡易かつ分かりやすいものとすることとする。
- 上記を踏まえ、解体工事の大部分がカバーできる請負金額として100万円という基準とし、改修工事についても同じ基準を適用することとする。なお、100万円は、石綿含有建材がない場合の延べ床面積80m²の2階建て木造住宅の標準的な解体費用であり、石綿含有建材がある場合はさらに費用は上乗せとなるが、今般の届出の対象範囲として、石綿の含有の有無に関わらず、戸建て住宅の解体工事に大部分をカバーできる範囲で設定するという議論を進めてきていることを踏まえ、上記の基準とすることとする。

【前回の検討会で出された主な意見】

- ・ 解体工事も改修工事も100万円以上とする基準に異論はない。
- ・ 金額を基準にすると、安価に解体を引き受ける事業者が対象から漏れてしまうおそれがあること、すでに建設リサイクル法の80m²以上の届出が周知されていることから、解体工事は金額ではなく、床面積80m²以上という基準とすべき。
- ・ 改修工事について100万円という基準は小さすぎ、建設業許可の無い業者も対象となるため周知が図られるのかという疑問もあり、500万円当たりが妥当ではないか。
- ・ 事前調査が適切に行われていない現状をどう改善するか、ということが議論の出発点だったはずであり、屋根や水回りの改修工事も対象に入れるようにするべき。

【前回の意見を踏まえた対応案】

- 事前調査や必要な措置を行わずに解体等を行う事例や、一定の石綿含有建材がある場合に義務づけられている計画届や作業届を届出せずに解体等を行う事例が散見

されることから、事前調査及び措置の適切な実施を促すとともに、行政が解体・改修工事を把握し、必要な指導等が行えるよう、一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象としつつ、屋根や水回りの改修工事も対象となる同規模の改修工事も対象とする基準として、以下の工事は、石綿含有の有無に関わりなく、事前に労働基準監督署に届出なければならないこととすること。

① 解体工事部分の床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事

② 請負金額が 100 万円以上である建築物の改修工事

○ 基準の請負金額については、以下の取扱いとすること。

- ・ 解体工事又は改修工事を、同一の事業者が 2 以上の契約に分割して請け負う場合は、これを 1 の契約で請け負ったものとみなして適用すること。

別紙2

<新たな簡易届のチェックボックスによる記載のイメージ>

建材の種類	石綿含有の有無			石綿含有無しと判断した根拠 ※石綿含有が無の場合のみ記載 ①目視及び設計図書 ②分析 ③メーカー証明 ④着工年月日	作業の種類 ※石綿含有が有の場合のみ記載			破碎、切断等の有無		左記の石綿含有建材に係る作業時の措置 ※届出時点で予定している措置を記載 ①負圧隔離、②養生、③湿潤化、 ④呼吸用保護具の使用
	有	なし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
耐火被覆材（吹付材を除く、ケイ酸カルシウム第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
ケイ酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					
その他の建材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	△					